

税務署からのお知らせ / 業務センターへの郵送等に関するお願い

各国税局及び沖縄国税事務所において、令和3年7月から「内部事務のセンター化^(※)」を実施しており、**令和8年7月10日以降**は、全ての税務署が対象となるほか、業務センターの名称を変更(統一)することとしております。

当該実施に伴い、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。
なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

01

申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- e-Tax(データ)により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
- 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。

02

書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

03

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。

04

電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。

05

納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。なお、**面接による相談は予約が必要です**。

(※)「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務(申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など)を、専担部署(業務センター)で集約処理する取組です。



札幌北税務署の内部事務は、
札幌国税局 札幌業務センターが担当します！

業務センター現名称等 (令和8年4月現在)	業務センター新名称等 (令和8年7月10日以降)	内部事務のセンター化の 対象税務署
〒060-8510 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 札幌国税局業務センター	〒060-8510 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 札幌国税局 札幌業務センター	札幌中、 札幌北 、 札幌南 、札幌西、 札幌東 、 小樽、岩見沢、苫小牧、滝川、余市、 浦河